

地域産業保健センター

「地さんぽ」のご案内

地さんぽでは、労働者数**50人未満**の小規模事業場を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などを**無料**で実施しています。

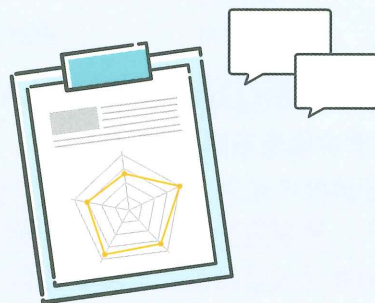
健康診断の結果についての
医師からの

意見聴取



長時間労働者や
高ストレス者に対する

面接指導



労働者の「からだ」と「こころ」の
健康管理に関わる

相談

労働衛生工学等の
専門家による

事業場訪問指導

独立行政法人 労働者健康安全機構
愛媛産業保健総合支援センター内

地域産業保健センター

(松山・四国中央・新居浜・今治・八幡浜・宇和島)

お申込みの流れ・ご利用内容

地さんぽは
無料で
ご利用
できます

地さんぽのご利用には事前のお申し込みが必要です。

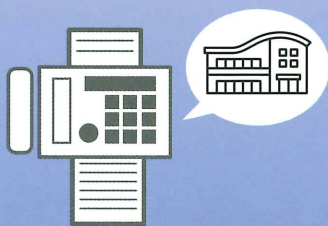
ご利用になれるのは、労働者数**50人未満**の小規模事業場です。

小規模事業場であっても、統括産業医がいる事業場は対象外となります。また、企業全体の規模が50人未満の小規模事業場を優先的に実施させていただきますのでご了承ください。

ご利用回数には制限があります。詳細はお問い合わせください。

STEP 01

右ページの利用申込書を
各地区の地さんぽへFAX



STEP 02

コーディネーターより
日程調整のご連絡



STEP 03

医師からの意見聴取や
面接指導などを実施



健康診断の結果についての医師からの意見聴取

(労働安全衛生法第66条の4)

健康診断の結果、**異常の所見があった労働者**に関して、その健康を保持するための必要な措置について、**事業者が医師から意見を聴く**ことができます。

※労働者本人ではなく、事業者(会社の労務管理担当者等)に対して実施します。

長時間労働者や高ストレス者に対する医師の面接指導

(労働安全衛生法第66条の8、第66条の10)

時間外・休日労働時間が長時間におよぶ労働者に対して、疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を実施します。またストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、心理的な負担の状況の確認などの面接指導を実施します。

労働者の「からだ」と「こころ」の健康管理に関わる相談

医師や保健師が、健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見がある労働者やその事業者に対して保健指導を行います。またメンタルヘルス不調者への対応について、専門の医師が事業者からの相談に応じます。

労働衛生工学等の専門家による事業場訪問指導

医師や労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等の現状を踏まえ、労働衛生管理について助言を行います。また、必要に応じて作業場の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行います。

愛媛県内の地域産業保健センター（地さんぽ）

● 松山地域産業保健センター

（対象地域：松山市・伊予市・東温市・伊予郡・上浮穴郡）

〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

TEL：080-5952-8516 FAX：089-915-1922

● 四国中央地域産業保健センター

（対象地域：四国中央市）

〒799-0113 四国中央市妻鳥町1011-4 シティハウス松木201号

TEL：080-5952-8518 FAX：0896-59-1008

● 新居浜地域産業保健センター

（対象地域：新居浜市・西条市）

〒792-0026 新居浜市久保田町1-6-58 カネコビル203号

TEL：080-9026-5466 FAX：0897-35-0015

● 今治地域産業保健センター

（対象地域：今治市・越智郡）

〒794-0063 今治市片山2-7-13 acty yu 2階 2号

TEL：080-5952-8515 FAX：0898-32-8431

● 八幡浜地域産業保健センター

（対象地域：八幡浜市・大洲市・西予市・西宇和郡・喜多郡）

〒796-8002 八幡浜市広瀬1-7-17 八幡浜医師会館内

TEL：080-5952-8514 FAX：0894-35-6585

● 宇和島地域産業保健センター

（対象地域：宇和島市・北宇和郡・南宇和郡）

〒798-0031 宇和島市栄町港3-2-9 栄町港丸和EASTビル1階

TEL：080-5952-8517 FAX：0895-24-5284

※ご利用できる日時は地域産業保健センター（地さんぽ）によって異なります。

お電話が繋がりにくい場合には下記の愛媛産業保健総合支援センターへお問合せください。

独立行政法人 労働者健康安全機構
愛媛産業保健総合支援センター

〒790-0011

松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

TEL：089-915-1911 FAX：089-915-1922

ホームページ <https://ehimes.johas.go.jp>

